

もうひとつの子供の日 第16回『WILL』のお知らせ



私たち「少年犯罪被害当事者の会」は、少年によって最愛の子供を殺された家族の会です。1997年に結成してから、一切の政治や宗教等にとらわれることなく遺族を中心に、少年法の問題など理不尽な体験を各方面に話すとともに、毎年シンポジウムを行い、皆様と課題や問題点を議論してきました。

これまでに犯罪被害者等基本法が施行され、被害者の支援体制が整えられつつあります。最近では地方自治体に被害者支援の窓口や条例が作られる動きも広がってきています。

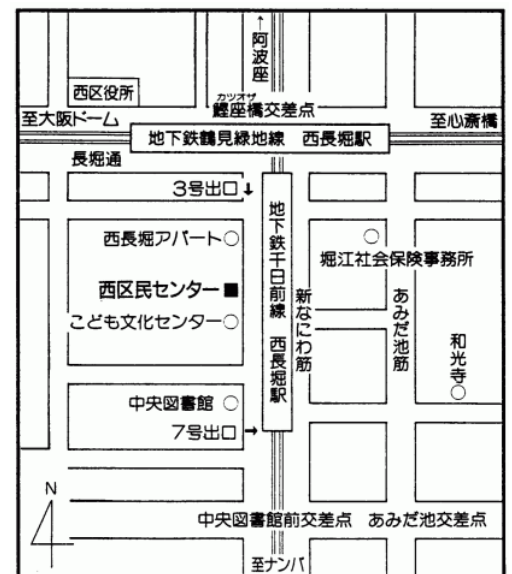
それでも、私たちの置かれている現状は、まだまだ苦しみや悩みが続いています。

今回は、損害賠償が支払われない問題を解決する方法を、ある地方自治体の条例をヒントにみなさまと考えていきたいと思っています。子供たちをこれ以上被害者にも加害者にもしないためにもご参加やご協力をよろしくお願い致します。

● 今年のテーマ／損害賠償未払問題解決の糸口は ～明石市の犯罪被害者条例をもとに～

出演者 泉 房穂氏 明石市 市長
池田 正興氏 龍谷大学矯正・保護課程講師(元少年院 院長)

- ★と き 2014年10月11日土曜日午後1時から
- ★場 所 大阪市立西区民センター
大阪市西区北堀江 4丁目2番7号
TEL 06-6531-1400
- ★交 通 地下鉄 鶴見緑地線・千日前線
「西長堀」3号・7号出口100M
- ★主 催 少年犯罪被害当事者の会
- ★後 援 大阪府(申請中)・大阪市
- ★資料代 500円
- ★定 員 200名(先着順)
- ★問い合わせ 少年犯罪被害当事者の会事務局
代表 武 るり子
TEL 06-6478-1488
FAX 06-6478-1788



社会で騒がれた事件だけが重大事件として扱われ、私たちの様な少年事件のほとんどが命を命として扱ってもらえず、そのうえ、どこからもフォローされなかったのが現状でした。

「死んだ者はしかたがない」と簡単に扱われ、加害少年には人権があり、立ち直る可能性と将来があると強調されてきました。

さらに、殺された子供たちの権利や、それまで生きてきた事実までも、無視した扱いをうけてきました。子供たちは、決して死にたくなかったのです。

そんな子供たちを思い出してほしい、忘れないでほしいと思ってきました。

決して一家族だけで、悩まないで下さい。

- ☆ 『WILL』・・・意志・決意・願い・気持ち・遺言などの意味があります
- ☆ 平成26年度大阪府犯罪被害者等支援社会づくり活動事業